

スポーツ施設の在り方について

1. 現状と課題

スポーツ施設はスポーツの基盤であり、その在り方に関する政策の目指すところは、すべての国民がスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画することのできる機会が適切に提供されている環境の実現にある。

(1) スポーツ施設の実態把握

現状 スポーツ施設に関するデータは、政府統計として実施する体育・スポーツ施設現況調査（および社会教育調査）により行っている。

課題 ・実施頻度が6年に1回（社会教育調査は3年に1回）である。

・捕捉できていない公共スポーツ施設が相当程度地域に存在する可能性がある。

(2) スポーツ施設のストック適正化とスポーツの場の提供

現状 体育・スポーツ施設現況調査において、スポーツ施設数は平成2年以降継続的に減少傾向にある。スポーツ施設の老朽化が進む中で、スポーツ施設を所有する地方公共団体が人口減少と財政逼迫に対応していかなければならないことから、施設数の減少そのものを食い止めることは難しく、現在ある施設を長寿命化し、最大限活用するとともに、スポーツ施設以外の場の確保を進める必要がある。

課題 ・スポーツ施設は長寿命化基本計画の取り組みが遅れている。

・地方公共団体内での所管横断的な検討が進んでいない。

・学校などの既存施設にはまだ有効活用の余地があると考えられる。

・施設のマネジメントを見据えた建設・改築・運営が行われていない。

(3) スポーツ施設の安全の確保

現状 熊本地震における体育館の天井の落下や、体育館の床剥離による事故発生など、耐震化や利用者の安全確保が必要である。

課題 ・スポーツ施設の多くが地域の防災施設として位置づけられているにも関わらず、社会体育施設の耐震化が進んでいない。

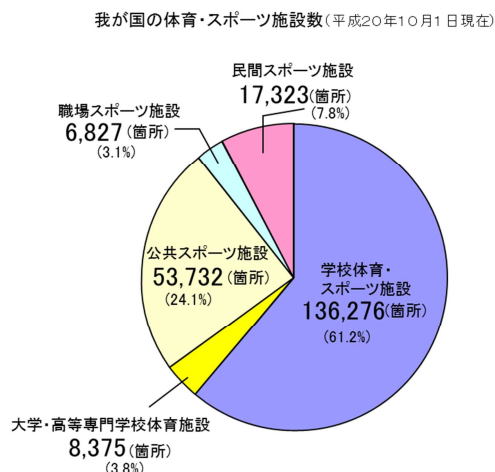
・施設の安全管理方策や事故情報が施設管理者に共有される仕組みがない。

(4) 障害者スポーツへの対応

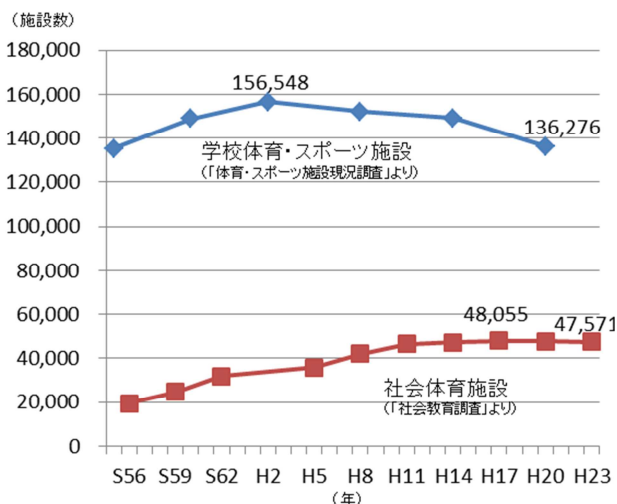
現状 障害者スポーツ施設は114箇所であり、車いすの使用により施設の床に傷がつく等を理由としてスポーツ施設の利用を断られるケースがあるなど、障害者が身近でスポーツを行う場は十分でない。

課題 ・障害者スポーツに対するスポーツ施設の理解や協力が十分でない。

我が国の体育・スポーツ施設数(平成20年10月1日現在)



学校体育施設と社会体育施設数の推移



社会体育施設耐震状況(平成27年3月31日現在、回答11,388施設)

<構造体>

昭和56年以前の建築物数	3,843
耐震診断未実施	50.3%
耐震診断実施済(A)	49.7%
(A)のうち、要耐震改修(B)	75.5%
(B)のうち、未改修	41.4%

<非構造部材>

全建築物数	11,388
耐震点検未実施	90.9%
耐震点検実施済(C)	9.1%
(C)のうち、要耐震改修(D)	82.4%
(D)のうち、未改修	47.2%

<耐震改修目標設定状況>

全地方公共団体数	1,788
社会体育施設を有する地方公共団体数	1,724
目標設定済	20.2%
目標未設定(設定予定有)	15.5%
目標未設定(設定予定無)	68.0%

2. 施策の方向性(案)

- スポーツ機会を適切に提供するため、スポーツ施設の長寿命化と最大限の活用を図るとともに、施設以外の場の確保を推進する。地方公共団体は地域のスポーツの場の在り方について、地域スポーツ推進計画や個別施設計画を活用し検討する。
- 地方公共団体は個別施設計画を策定し、スポーツ施設のストック適正化、長寿命化を進める。スポーツ施設に関する個別施設計画を優先的に策定する必要がある地方公共団体のうち、策定した割合100%(平成32年)を目標とする。
- 防災拠点に指定されている公立社会体育施設(体育館)の耐震化率80%(平成33年)を目標とし、耐震化を進める。

3. 具体的施策(案)

- ① 体育・スポーツ施設現況調査について、社会教育調査の社会体育施設及び民間体育施設をスポーツ庁で調査することとし、調査内容を精査の上、実施回数を3年に1回とする。地方公共団体は、国の調査事項に回答できるよう地域全体のスポーツ施設の状況について把握するよう努める。
- ② 地方公共団体は、部署横断的な体制を設け、地域スポーツ推進計画や個別施設計画の策定において、人口減少、財政の逼迫等の状況において、地域住民にスポーツをする場をどのように提供していくのかを検討する。
- ③ 国は、地方公共団体の個別施設計画策定に資するため、施設の評価やマネジメントの考え方を整理したガイドラインを策定するとともに、地方公共団体の取組状況の把握、先進的

な取組の支援と他の公共団体への情報提供に努める。地方公共団体は、国のガイドライン、公共施設等総合管理計画等に基づき、個別施設計画を策定し、個々の施設の運営状況や収益を評価し、施設の充実や運営の工夫等により施設が最大限有効活用されるよう努める。

- ④ 国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016 について」において要請されている公共施設のストック量や維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等の地方公共団体間で比較可能な形での「見える化」のフォーマットを作成し、地方公共団体は各施設のデータ入力に努める。
- ⑤ スポーツ施設数の増加によるスポーツ環境の整備が難しくなることを前提とし、国は、学校開放、学校体育施設の社会体育施設への転用、周辺自治体との連携による施設の共同利用、民間事業者との連携等といった地域にあるスポーツ施設の最大限の有効活用や、施設以外のスポーツの場の確保について促進する。
- ⑥ 最も施設数の多い学校体育施設の有効活用が、スポーツ実施率の向上等に資することを踏まえ、学校開放の拡大や社会体育施設への転用が進むよう、国は学校開放等の在り方を検討するとともに、優良事例の紹介や校庭芝生化の推進等、地方公共団体における取組を促進する。地方公共団体は、国の検討を踏まえ、学校開放等の担い手や運用方法、利用料金等について見直しを図る。
- ⑦ 地方公共団体は、指定管理者等と連携し、スポーツ施設の利用しやすさの向上や収益改善を図るため、地域の実情に応じて、ユニバーサルデザイン、バリアフリー、託児所・授乳室等の整備、情報提供の高度化、予約の改善、施設管理や利用者情報の IT・データ化、多様な利用者へのプログラム提供等に取り組むとともに、適切な評価と経営改善を図る。
- ⑧ 障害者のスポーツ施設の利用促進を図るため、国は、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する考え方を整理し、地方公共団体は、施設の改修や運用改善を推進する。
- ⑨ 地方公共団体は、スポーツ施設の新築、改築、管理において、PPP/PFIによる民間活力の活用に努め、利用者にとって快適でスポーツにアクセスしやすい施設がサステナブルに地域に存続するよう努める。また、コンセッションの導入等により、クラブハウスや飲食などの魅力を高め、施設の収益性の向上を図るとともに、スポーツ施設が地域コミュニティの核や賑わいの創出等の外部効果を発揮できるよう柔軟な運営に努める。
- ⑩ 施設以外のスポーツの場を地域に広く創出するため、国は、体操やキャッチボール等の気軽に取り組めるスポーツの場となるオープンスペース等の有効活用を促進する。地方公共団体は、公有地の運用の見直し等による有効活用や、民間企業等との連携等により、施設以外のスポーツの場の創出に努める。
- ⑪ 国は、日本体育協会や各競技団体と調整し、国民体育大会の施設基準について必要性を検証の上、明文化する。
- ⑫ 国は、社会体育施設の耐震化状況について経年的に把握し、交付金等による支援を行う。地方公共団体は、地域防災計画等を踏まえ、社会体育施設の耐震化を進めるよう努める。
- ⑬ 国は、スポーツ施設の老朽化や事故に関する情報収集に努め、必要に応じ、交付金等による支援を行う。
- ⑭ 国は、関係団体等と連携し、スポーツ施設における事故の防止やよりよいスポーツ環境の提供のために、施設の維持管理について専門的な知識、技能を有する人材の育成に努める。